

神戸港内における行為の許可について

神戸港内においては、港湾の保全上などの観点から、
指定された区域内での一定の行為について、許可が必要です。

○許可の対象となる区域

・港湾区域

経済的に一体の港湾として管理運営するために必要最小限度の区域について、国土交通大臣等が港湾管理者に対して許可した水域。(港湾法第2条第3項)

・港湾隣接地域

港湾の保全等に支障のある行為を規制するため、港湾区域外100m以内において必要最小限の範囲内で指定した区域。(港湾法第37条第1項及び第37条の2)

・海岸保全区域

高潮等による被害から国土を防護するという目的を達成するため、陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線からそれぞれ50m以内において必要な最小限度の範囲内で指定した区域。(海岸法第3条)

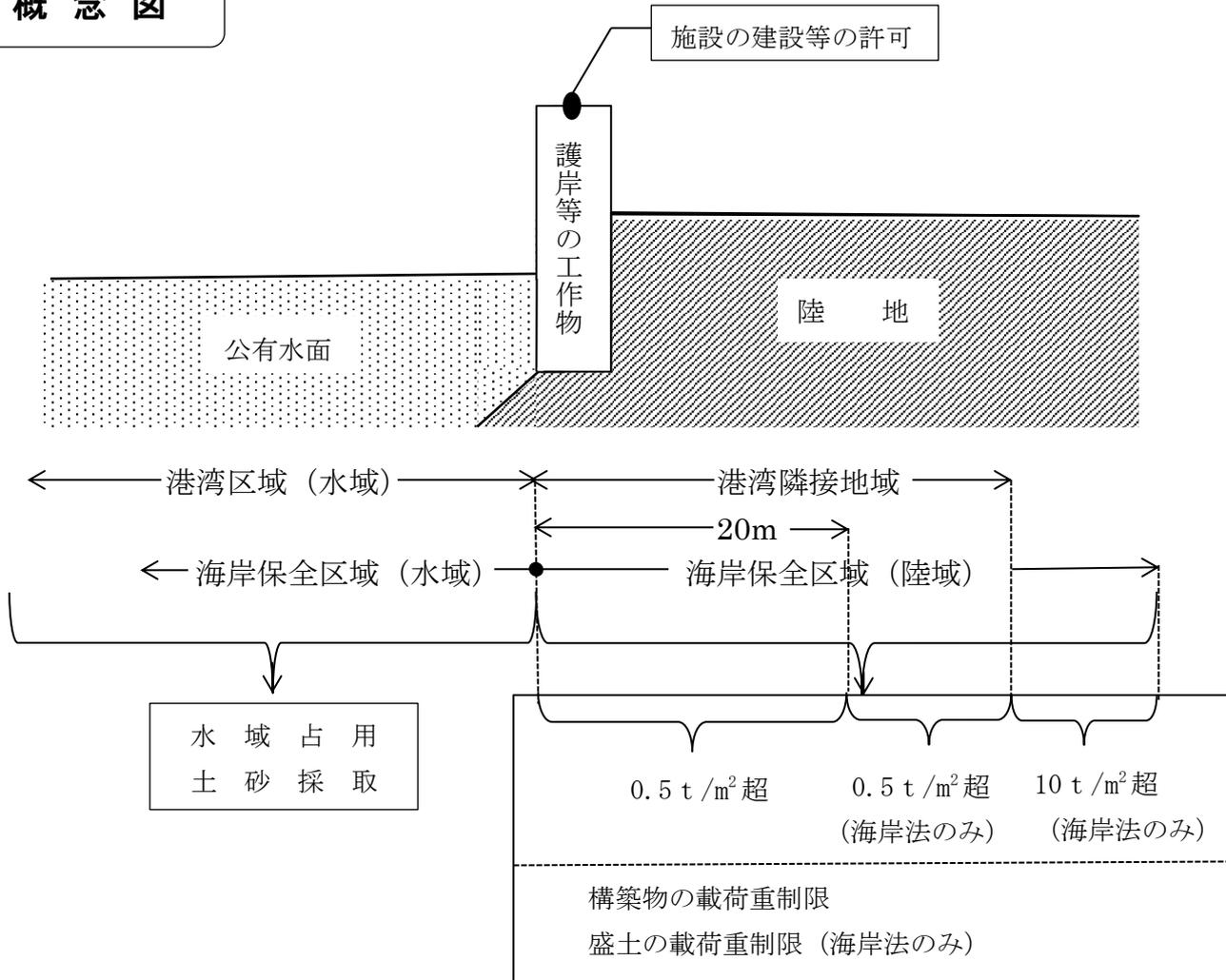
*これらの区域については、その区域の状況等により、指定されている範囲が異なりますので、担当者にご確認下さい。

○許可が必要な行為

	港湾法(第37条)		海岸法(第7・8・13条)
	港湾区域	港湾隣接地域	海岸保全区域
占用	○	—	○
土砂採取	○	—	○
施設の建設等	○ (水域施設・外郭施設・係留施設等 ただし、上記の占用を伴うものを除く)		○ (海岸保全施設に関する工事)
構築物の载荷重制限	—	○ (水際線から20m以内・0.5t/m ² 超)	○ (0.5t/m ² 超又は10t/m ² 超)
土地の掘削・切土	—	—	○ (海岸保全施設に影響を及ぼす場合)
盛土の载荷重制限	—	—	○ (0.5t/m ² 超又は10t/m ² 超)

*港湾法に基づく許可を得た場合、海岸法に基づく許可は不要をされる場合があります。

概念図



* 土砂採取及び掘削・切土については担当者にご確認下さい

これらの許可を行うにあたっては、構造計算などの技術的な審査を伴うことになります。
申請方法や提出いただく書類等については、予め担当者にご相談下さい。

お問い合わせ

港湾法関係：神戸市中央区港島中町4丁目1-1 ポートアイランドビル7階
港湾局 経営課 経営第1係

Tel (078) 595-6278 内線 5321

海岸法関係：神戸市中央区港島中町4丁目1-1 ポートアイランドビル4階
港湾局 海岸防災課 海岸管理係

Tel (078) 595-6322 内線 5552